

水戸市

まちなかの空き店舗へ出店される創業者のみなさまへ

まちなか空き店舗対策補助金

まちなかの賑わいを創出するため、空き店舗を活用して事業を開始する際の改装費の一部を補助します。

補助上限額



床面積30㎡未満

店舗が1階にある場合

開店が正午以前 **50** 万円

それ以外 **30** 万円

店舗が1階以外にある場合

開店が正午以前 **30** 万円

それ以外 **20** 万円

床面積30㎡～100㎡未満

店舗が1階にある場合

開店が正午以前 **100** 万円

それ以外 **60** 万円

店舗が1階以外にある場合

開店が正午以前 **60** 万円

それ以外 **40** 万円

補助率 **1/2**

補助対象経費 **空き店舗の改装に要する経費**

補助要件

対象者、対象事業、対象エリアのすべての要件を満たす必要があります。

対象者

- ・ 空き店舗（3か月以上継続して使われていない店舗）を賃借し、新たに営業を開始する方
※ 商店会が存在する区域に店舗がある場合は、商店街団体から推薦書をもらう必要があります。
- ・ 賃借物件の所有者、または、所有者の三親等以内の親族でない方
- ・ 市税の滞納がない方

対象事業

- ・ 店舗が道路に面している、または、道路から営業をしていることが認識できること
- ・ 1週間の営業日が5日以上、かつ、1営業日の開業時間が6時間以上であること
- ・ 3年以上継続して事業を行うこと
- ・ 対象エリアに存する店舗・事務所の閉鎖を伴わないこと
- ・ 営業等に必要な許認可を受けていること
- ・ 水戸市の他の補助金（店舗事務所等開設促進補助、企業立地促進補助）を受けていないこと。

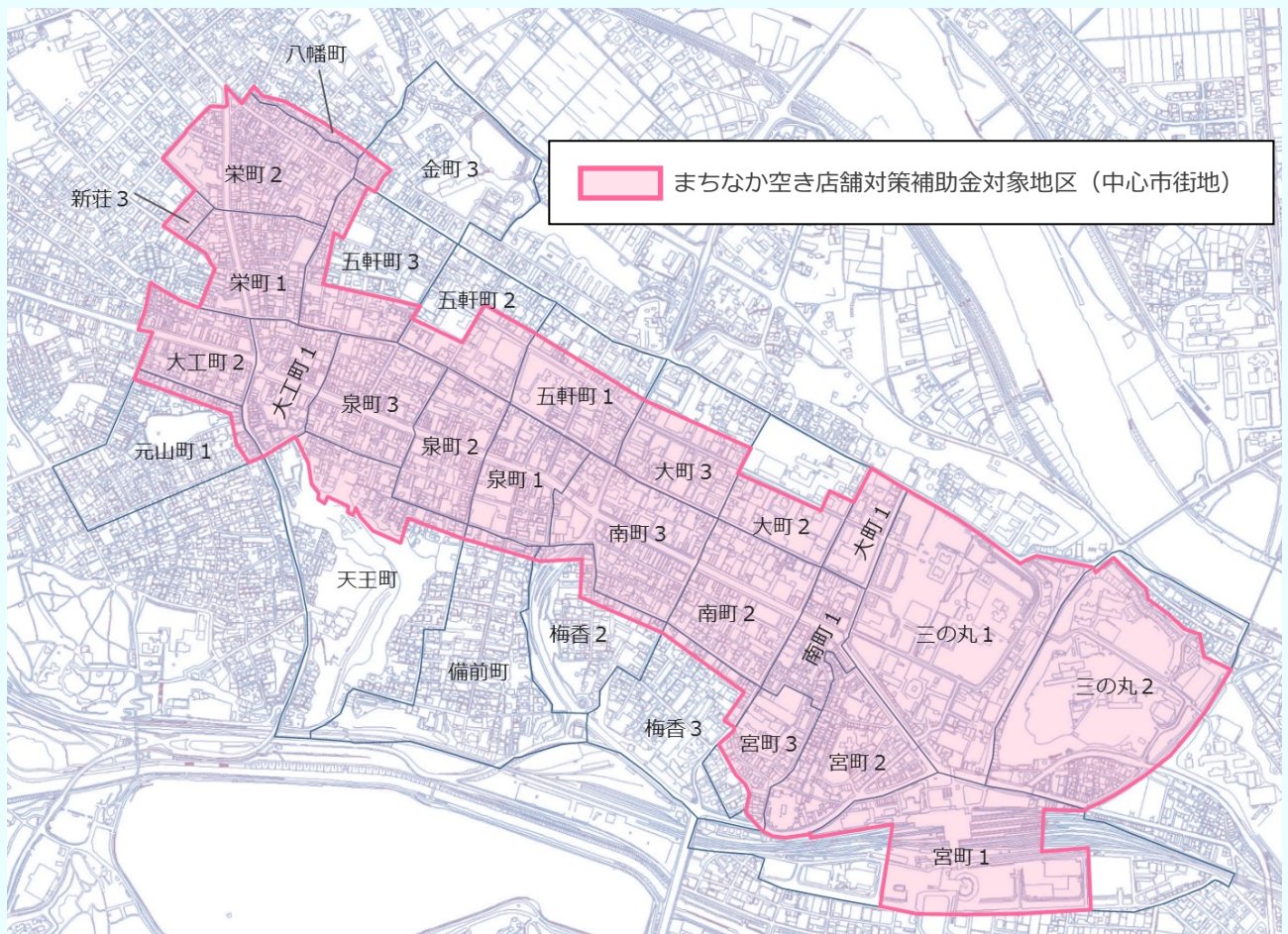
対象エリア

中心市街地地区（裏面エリア図）及び 下市地区（市道浜田171号線（ハミングロード）に面する区域）

手続きの流れ ※ 店舗の改装に着手する前に申請書の提出が必要です！



対象エリア図



お問い合わせ ※ 申請前にご相談ください。